

e ガバメント閣僚会議の開催について

平成 26 年 6 月 24 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定
平成 26 年 8 月 8 日 改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 4 条の規定に基づき、世界最先端の I T 国家の実現を目指し、行政の I T 化と業務改革の同時・一体的改革を機動的かつ強力に進めることを目的として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、e ガバメント閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を開催する。
- 2 閣僚会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、構成員以外の国務大臣も必要に応じて会議への出席を議長に求めることができる。
 - 議長 内閣官房長官
 - 副議長 情報通信技術（I T）政策担当大臣
総務大臣
 - 構成員 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（防災）
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣情報通信政策監（政府 C I O）
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前項に規定する構成員以外の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 行政の I T 化と業務改革の同時・一体的改革に関し、あらかじめ各府省に協議の上閣僚会議で決定した事項については、全府省において、その実施を着実に推進するものとする。
- 5 閣僚会議の庶務は、総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、閣僚会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。